

4月1日から

新しい組織でスタートします！

4月から、市役所の組織や事務体制の一部を見直します。主な変更は次のとおりです。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-2115



総合支所体制の見直し

地域振興課の再編

各総合支所の「地域振興課」と「教育課」を統合して「地域振興課」に再編。各総合支所の地域振興・社会教育などに係る事業を一体的に推進します。

◎各総合支所地域振興課(代表)

- 山之口 ☎57-3111
- 高城 ☎58-2311
- 山田 ☎64-1111
- 高崎 ☎62-1111

産業建設課の配置

「産業振興課」と「建設課」を統合して「産業建設課」に再編し、事務の効率化を図ります。また、建築確認申請事務については、本庁建築課に集約します。

◎各総合支所産業建設課(代表)

- 山之口 ☎57-3111
- 高城 ☎58-2311
- 山田 ☎64-1111
- 高崎 ☎62-1111
- 建築課 ☎23-2091

新設

クリーンセンターの設置

3月からの本格稼働に伴い、課に準ずる組織として新設します。

◎クリーンセンター

☎45-6677

事務の移管・集約

子育て支援の法定給付事務

児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援の法定給付事務を、こども課から保育課へ集約します。

◎保育課 ☎23-4894

地下水保全対策

地下水保全対策を森林保全課から環境政策課へ移管します。

◎環境政策課 ☎23-2130

有害鳥獣対策

サルなどの有害鳥獣対策を農産園芸課から森林保全課に集約し、一体的な対策に取り組みます。

◎森林保全課 ☎23-2152

対象団体

次の要件を全て満たす団体。

- ①市内で市民公益活動を行っている団体
- ②活動を継続的に行っていて、規約、会則などで代表者や運営の方法を定めている団体
- ③代表者を含めて3人以上の役員がいる団体

補助対象事業

次の全ての要件を満たす事業。

- ①地域課題の解決を図る事業、または市民公益活動や地域コミュニティの活性化につながる事業
- ②平成27年度内に完了する事業
- ③他の助成制度を受けていない事業

募集期間

4月1日(水)～4月30日(木)

公開審査会 (5月予定)

各団体に10分程度のプレゼンテーションを行ってもらい、審査・決定します。

市民や地域が元気になる事業を募集します

市では、積極的に活動している市民活動団体・グループが自ら企画・実施する事業に対して、その事業費の一部を補助しています。

◎問い合わせ コミュニティ課 ☎23-7146



補助金の種類と金額

〔団体育成型補助金〕

内容	対象	補助回数	補助額	補助率
新設の団体が行う事業	設立後2年未満の団体で、今後継続して活動を続ける団体	1団体につき1回限り	5万円以上10万円以内	補助対象経費の90%以内

〔自立支援型補助金〕

内容	対象	補助回数	補助額	補助率
市民公益活動団体の自立を促すことを目的とし、市民公益活動団体が継続して取り組む事業	設立から1年以上継続し活動している団体 ※ただし、子育て支援事業、子どもの自立支援活動事業を行う団体を除く	年度内に1事業当たり1回 ※ただし、連続する3カ年度の補助が可能	20万円以内 ※ただし、2年目は1年目補助決定額の80%以内。 3年目は1年目補助決定額の50%以内	補助対象経費の50%以内

保存用（都城市）

平成27年度 市税などの納期限・口座振替日一覧表（普通徴収分）

年月		種類	固定資産税	軽自動車税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
平成27年	4月	1期 4月30日(木)						
	5月			1期 6月1日(月)				
	6月				1期 6月30日(火)	1期 6月30日(火)		
	7月	2期 7月31日(金)				2期 7月31日(金)	1期 7月31日(金)	1期 7月31日(金)
	8月			2期 8月31日(月)	3期 8月31日(月)	2期 8月31日(月)	2期 8月31日(月)	2期 8月31日(月)
	9月				4期 9月30日(水)	3期 9月30日(水)	3期 9月30日(水)	3期 9月30日(水)
	10月			3期 11月2日(月)	5期 11月2日(月)	4期 11月2日(月)	4期 11月2日(月)	4期 11月2日(月)
	11月				6期 11月30日(月)	5期 11月30日(月)	5期 11月30日(月)	5期 11月30日(月)
	12月	3期 12月25日(金)				7期 12月25日(金)	6期 12月25日(金)	6期 12月25日(金)
平成28年	1月			4期 2月1日(月)	8期 2月1日(月)	7期 2月1日(月)	7期 2月1日(月)	7期 2月1日(月)
	2月	4期 2月29日(月)			9期 2月29日(月)	8期 2月29日(月)	8期 2月29日(月)	8期 2月29日(月)
	3月				10期 3月31日(木)			
課税内容に関する問い合わせ先		資産税課 ☎23-2124	市民税課 ☎23-2123		保険年金課（国保担当） ☎23-2642		介護保険課 ☎23-2596	
納付に関する問い合わせ先		納税課 ☎23-2126			保険年金課（収納担当） ☎23-7144			

※「納期限」、「口座振替日」は、納付月の末日（12月は12月25日）です。ただし、納期限が土・日曜日、祝日の場合は、その日の翌日が納期限となります
 ※同一月に2度の納期限が設定される月（平成27年度は6月・11月・2月）があります。計画的な納付の準備をお願いします

**税・保険料の納付は、
便利な口座振替で！**

口座振替の申し込みは、金融機関の窓口で預貯金通帳と届け出印および納税（納付）通知書を持参し、申し込みください。

● **振り替え開始の時期**
申し込み月の翌月から振り替えが始まります。ただし、月末に申し込むと翌々月からの振り替えになる場合があります。

● **振り替え結果の確認**
預貯金通帳を記帳してご確認ください。

- 納付できる場所**
- 次の金融機関の窓口
宮崎銀行、鹿児島銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、西日本シティ銀行、都城信用金庫、九州労働金庫、都城農業協同組合
 - 沖縄県を除く九州内の郵便局・ゆうちょ銀行
 - ※ 納期限後は取り扱えません
 - 全国のコンビニエンスストア
 - ※ 後期高齢者医療保険料と、納期限を過ぎた納付書は取り扱いできません
 - 市役所、各総合支所、各地区市民センター

（切り取り線）